

# 仕様書

## 1 委託業務名称

「円山コンサート」企画・運営業務

## 2 委託期間

契約の日から令和3年3月31日まで

## 3 委託料上限額

金 6,904,000円(税込)

※企画・運営人件費，会場使用料，出演者報酬，広告料等を含む。なお，チケット収入は受託者が収入し，本業務に係る経費に充当する。

## 4 委託料の支払い条件

前金の支払いは金3,400,000円(税込)までとし，残金については委託業務履行後に，本市が正しく履行されたことを認めた場合に支払う。

## 5 業務概要

### (1) 実施日

ア フォークコンサート 令和2年10月10日(土)

イ カントリーコンサート 令和2年10月11日(日)

### (2) 場 所

京都市円山公園音楽堂(京都市東山区円山町 円山公園内)

### (3) 主 催

京都市

### (4) 事業内容

平成17年度から京都市円山公園音楽堂を会場として実施してきた「円山コンサート(フォークコンサート及びカントリーミュージックコンサート)」を本年も実施し，同音楽堂の活性化及び市民をはじめ多くの方々に秋の野外コンサートを満喫していただくための企画・運営業務を行うものである。

これまで実施してきた円山コンサートのレガシーを引き継ぐとともに，話題性のある出演者の起用や効果的な広報活動，予算以上の効果が見込める運営手法など，優れた企画提案を募集する。

## 6 注意事項等

(1) 京都市円山公園音楽堂での音出し可能な時間帯(午前9時～午後7時30分)を厳守すること

(2) 大音量を伴う催しは実施できない。

(3) 会場周辺の施設等に配慮した企画・運営とすること

(4) その他会場使用に関する注意事項については，京都市円山公園音楽堂の指定管理者の指示に従うこと

## 7 委託業務内容

### (1) 企画・制作

ア 出演者のキャスティング，連絡調整

※ 出演者は，「京の旅人呼びかけ人」及び「Country Dream実行委員会」と調整のうえ，キャスティングすること

イ イベント制作

### (2) 運営

ア 業務全般の統括管理

イ 入場券の取扱いに関する事務(チケット収入は，本業務に係る経費に充当すること)

ウ 舞台運営

・出演者の誘導，時間調整等のステージ進行管理

- ・司会者，チーフディレクター（1名），ディレクター（1～2名程度），運営スタッフ等の派遣及び連絡調整
- ・音響，照明等設備のオペレーターとの連絡調整
- エ 会場運営及び安全対策
  - ・参加者の誘導及び場内外の整理
  - ・安全管理と対策
  - ・使用施設の清掃業務
  - ・風雨等の対策
  - ・円山公園音楽堂周辺地域への御案内・対応等
- オ 記録写真の撮影
- (3) 各種資料の作成等
  - ア 実施計画書の作成（会場図面，設営方法，実施日程表，運営方法，プログラム，緊急時の体制表等を含む。）
  - イ 運営マニュアルの作成（タイムスケジュール，進行台本，スタッフ配置計画等を含む。）
  - ウ 関係機関へ提出する資料
- (4) 広報の計画及び実施（チラシの作成を含む。）
- (5) 会場設営・撤去・運搬
  - ※仕様の考案を含む。
  - ※出演者控室，受付等を含む。
  - ※仮設トイレの設置を含む。
- (6) 京都市円山公園音楽堂指定管理者との事前協議
- (7) 備品等の調達及び設置
- (8) 会場使用料，出演者報酬，広告料等の支出事務
- (9) 賠償責任保険，傷害保険及び興行中止保険の加入

## 8 成果物

「円山コンサート」実施報告書

※報告書については事前に案を作成し，本市担当職員の承認を得た後に本成果物として作成すること。

※成果物に係る著作権は京都市に帰属する。

※成果物については，電子データでも提出すること。

## 9 業務実施条件

業務の実施に当たり，受託者は次の事項を守って行うこと。

- (1) 本仕様書，企画提案書及び今後の協議によって作成する契約に係る仕様書に基づき，業務を行うこと。
- (2) 本市担当職員と十分な連絡を取り業務を進めること。主要な方針等については担当職員と協議を行うこと。
- (3) 各種法令及び基準等を守ること。

## 10 貸与物品について

本市所有の記録，図面等を貸与する。業務終了後，速やかに本市へ返却すること。

## 11 その他

- (1) 参加者サービスの向上や事業内容充実の目的であれば，協賛企業・団体を募集し，協賛金等を得て，本市委託料とは別に事業費に充当できることとする。
- (2) 本業務委託を通して知り得た情報は，第三者へ漏えいしてはならない。
- (3) 制作に係る権利は本市に帰属するものとする。受託者が撮影した写真の著作権は受託者に属し，京都市は，広報物の増刷及びインターネット発信に関する二次使用权を有する。ただし，受託者が撮影した写真を他の目的に使用する場合は，事前に出演者及び京都市から承諾を得るものとする。
- (4) 事業が中止又は，延期となった場合，委託料上限額の範囲で，業務に要した費用を支払うこととする。
- (5) 本仕様書に規定のない事項又は本仕様書の規定に疑義がある場合，両者協議のうえこれを定めることとし，もし協議が調わない場合は本市が定めるものとする。